

4 川こ保 1 第 1373 号
令和 5 年 2 月 7 日

各民間保育所設置者・施設長 様

川崎市こども未来局
保育事業部保育第 1 課長

令和 5 年度における処遇改善等加算 II の取扱いに係る見直し等について（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、標記の件について、令和 5 年度から処遇改善等加算 II に係る取扱い等を次のとおりとしますので、通知します。

1 処遇改善等加算 II に係る変更について

(1) 市処遇改善等加算 II の算定額

公定価格上の処遇改善等加算 II（以下、国処遇 II という。）については、国処遇 II による改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を考慮した制度となっている一方、市処遇改善等加算 II（以下、市処遇 II という。）については、市処遇 II に係る法定福利費等の事業主負担増加額を、各施設において負担していただいておりますが、令和 5 年度から市処遇 II に係る当該増加額についても、付加して算定する予定としております。

については、これまで市処遇 II の加算を受けていない施設におかれましても、積極的な活用について御検討くださるようお願いいたします。

ただし、この取扱いは令和 5 年第 1 回川崎市議会定例会における予算の議決を要します。
なお、市処遇 II における加算対象者や配分可能額についての変更はありません。

変更前 (現行)	国処遇 II の配分可能額（副主任保育士等及び職務分野別リーダー等に対する配分可能額）に対し、処遇改善等加算 I の算定基礎となる職員であり、経験年数が 3～6 年目の者に 5 千円、7 年以上の者（いずれも園長を除く）から月額 4 万円の改善を行うことが必須とされる 1 人を除いた者に 4 万円を配分した場合に、不足する額。
変更後 (R5 年度～)	上記の額に、市処遇 II に係る 法定福利費等の事業主負担増加額を付加した額。

(2) 市処遇 II の請求時期

市処遇 II の請求については、正式な認定をするまでの間できないものとしておりましたが、このことにより、市処遇 II に係る施設から職員への支給が認定後となる状況が散見されます。については、職員への円滑な支給が図られるよう、市処遇 II の請求時期を以下のとおり変更します。

変更前 (現行)	正式な認定をするまでの間は請求できず、認定後遡及して加算を行う。
変更後 (R5年度～)	前年度に認定された加算月額を上限として施設が必要とする額を、暫定的に請求できるものとする。

ただし、前年度に本加算認定を受けていない既存園及び新設園（民営化園及び認可化園含む）については、暫定的な請求はできません。

なお、国処遇Ⅱ及び市処遇Ⅱについては、加算対象人数の算定と賃金改善計画の確認により正式な認定を行うものであり、認定により過払いが生じた場合は、過払い分を返還していただきます。

(3) 国処遇Ⅱの拠出に伴う市処遇Ⅱの取扱い

国処遇Ⅱの加算額の一部を同一の者が運営する他の施設・事業所に配分することができる取扱いの期限については、「令和5年度 保育関係予算案の概要」（厚生労働省）により、令和4年度末までから令和6年度末までに延長することが示されています。

すでに令和4年度民間保育所予算事務説明会等において周知のとおり、令和5年度以降、市処遇Ⅱの改善を受けており、国処遇Ⅱの加算額を他都市の系列園に拠出する場合、実質的に市処遇Ⅱの加算額が他都市系列園の賃金改善に充てられていることになるため、市処遇Ⅱの取扱いを以下のとおり変更します。

変更前 (現行)	国処遇Ⅱの加算額を他都市系列園へ拠出する場合であっても、市処遇Ⅱの加算額は減額しない。
変更後 (R5年度～)	国処遇Ⅱの加算額を他都市系列園へ拠出する場合、国処遇Ⅱの加算額のうち、 他都市系列園への拠出額と同額を市処遇Ⅱの加算額から減額する。

2 国処遇Ⅱに係る研修修了要件について

国処遇Ⅱの研修修了要件について、令和5年度は、副主任保育士及び専門リーダーにおいて1以上の研修を修了していることが必要となっております。加算対象職員は、賃金改善を受ける月の前月までに必要とされる研修を修了している必要がありますが、計画時点において、対象者がいない等、国処遇Ⅱとしての要件を満たしていないのであれば、国処遇Ⅱ及び市処遇Ⅱの認定を受けることができませんので御留意ください。

また、認定にあたっては、修了証の写しを提出していただく予定ですので、対象職員より修了証を確認する等、御準備の程、お願いします。

(給付・指導担当)

電 話 044-200-2662

Eメール 45hoiku@city.kawasaki.jp